

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">組合そくほう</h1> <p>全大教ホームページ <a href="http://www.zendaikyo.or.jp/">http://www.zendaikyo.or.jp/</a>  信州大学教職員組合  URL <a href="http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/">http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/</a></p>	<p>信州大学教職員組合事務局  直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)  内線：811-2341  <a href="mailto:akarenga@kbf.biglobe.ne.jp">akarenga@kbf.biglobe.ne.jp</a>  通算 878 号 2019 年 10 月 18 日発行</p>
---	---

台風 19 号の被害にあわれた教職員の皆様に、

お見舞い申し上げます。

長野市や上田市では大変な被害が発生している事が報じられています。長野市の教育学部や工学部、また上田市の繊維学部では大きな被害はないようですが、職員の皆様やご家族、友人の方は大丈夫でしょうか。

信州大学教職員組合としても罹災された教職員へ、同じ職場の同僚としてできる限り協力をしたいと思っています。

このような災害の時は、大学では特別休暇を認めています。(以下要約)

●本人の住居が災害で被害にあったと認められる場合、連続する 7 日間以内の特別休暇が取得できます。常勤職員だけでなく、非常勤職員にも有給で与えられます。

- イ 職員の現住居の復旧作業等を行ったり、一時的非難している場合。
- ロ 水や食料の確保に、職員しか行動できない場合。

●災害または交通機関の事故等で出勤や退勤することが著しく困難であると認められる時は、必要と認められる日数。常勤職員だけでなく、非常勤職員は有給で与えられます。

●職員が親族などに対する支援ではなく、自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行なう時は、1 年に 5 日間の休暇を取得できます。この中に「地震、暴風雨、噴火等」があります。いわゆるボランティア休暇ですが、常勤職員のみ取得できます。

活動内容は、「生活関連物資の配布、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助作業等の被災者を支援する活動」と規定されていますが、活動内容が合致すれば特別休暇を取ることができます。

また、文部科学省共催組合でも共催組合員及びその被扶養者が、水震火災その他の非常災害で死亡したり住居や家財に損害を受けたときは、最高 3 ヶ月分の弔慰金などが支給されます。(ご夫婦が共催組合員の場合は、2 人分の支給となります。詳しくは下記 URL)

<http://www.monkakyosai.or.jp/short/07.html>

早く平常生活になるよう、組合員の皆さんで応援しましょう。

## <参考>

国立大学法人信州大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（関係箇所を抜粋）

第35条 学長は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認める場合は、当該各号に掲げる期間を特別休暇とする。

### <本人が罹災した時>

(15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7日の範囲内の日数

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認められる日数

(17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる日数

### <休暇を取ってボランティアする>

(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の前において5日の範囲内の日数

イ 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われる程度の規模の災害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県における生活関連物資の配布、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助作業等の被災者を支援する活動

### (特別休暇の手続)

第36条 特別休暇の請求にあたっては、第33条第1項の規定を準用する。この場合において、一斉夏季休暇については、請求を必要としない。

3 特別休暇を請求する場合には、必要に応じて、その請求事由、期間等を確認することができる書類を提出しなければならない。

### (特別休暇の付与単位)

第37条 特別休暇の付与単位は、1日、半日、1時間又は1分とする。

## <参考>

第33条 職員は、前条の病気休暇を請求する場合には、あらかじめ本法人の定める方法により学長に承認の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求できなかった場合には、事後において請求することができる。